

安心して暮らせる住まいを建てるために 建築主のみなさんへ

施工不良などが原因で生じる欠陥住宅に関するトラブルを未然に防止し、より安全で快適に暮らすために、建築主のみなさんは次のルールを知っておきましょう。

▶工事監理者を定めよう

施工不良などが原因で生じる欠陥住宅に関するトラブルを未然に防止するために、住宅の工事全体について、建築士の資格を持つ専門家がきちんとチェックをすることが重要となります。

住まいづくりでは、建築士の資格を持つ「工事監理者」を選任することが法律により定められています。工事監理者は、建築主の代理人として設計図書どおりに工事が行われているかを確認する重要な役割を担っていますので、建築主は必ず工事監理者を定めてください。

▶完了検査を受けよう

工事が完了したときには、建築主は完了検査の申請をすることが法律により定められています。この検査は、建築確認申請に基づき正しく工事が完了し、安全な建物であるかの確認を行う大事な検査です。必ず検査を受けてください。検査員が建物を検査し、建築基準法に適合していれば「検査済証」を交付します。

★建築開発課 ☎ 1140
熊谷建築安全センター(熊谷県土整備事務所内)
☎ 048-533-8776

狭あい道路の拡幅整備を推進しています

狭あい道路は、私たちが日常生活をしていくうえで、通行上、環境衛生上の問題があるばかりでなく、地震や火災などの災害時には消防、救急活動に支障をきたします。市では平成18年に「本庄市道路後退用地整備要綱」を制定し、市民のみなさんのご協力のもと、狭あい道路の拡幅整備を進めています。

▶狭あい道路沿道のみなさんへ

建物や塀の新築・建替え等の際は、次のどちらかの道路後退部分の手続きを必ず行ってください。手続きをしていただくと、市が道路後退部分の整備と維持管理を行います。

①道路後退部分を分筆登記し、市に寄附する。
※分筆登記費用に対し、一定要件を満たすことで上限15万円の補助金を交付する制度があります。

手続窓口 道路管理課(市役所2階) ☎ 1135

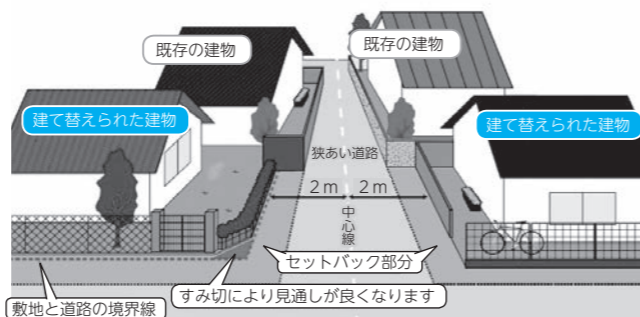
②道路後退部分を公共用道路として無償使用することの承諾書を提出する。

※道路後退部分の固定資産税・都市計画税が非課税となります。

手続窓口 建築開発課(市役所2階) ☎ 1140

狭あい道路とは・・・

幅員4m未満の道で、一般交通の用に供されているもの。中でも、建築基準法の基準時以前から建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁が指定したものを建築基準法第42条第2項道路と呼び、建物等の新築・建替え等の際には道路の中心線から2mの後退(セットバック)が必要となります。



狭あい道路のセットバックイメージ

▶すでに道路後退が済んでいるみなさんへ

過去に道路後退した部分に塀等を再度設置したり、通行の障害となる物を置いたりすると、災害時の避難経路の確保や消防・救急の活動に支障をきたすことになります。道路後退部分には通行の障害となる物を置かないでください。狭あい道路の幅員を4mにすることは、災害に強く住みよいまちづくりのために大変重要なルールです。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

本庄市の将来像

あなたと活かす、みんなで育む、歴史と教育のまち 本庄
～世のため、後のため～

のりしろ

あなたの声を市政に！「市長への手紙」

市政に対して感じていることや望むことなどがありましたら、この手紙に書いてお寄せください。

(差出人)

住所	□□□-□□□□			
氏名			電話	()
職業	年齢	歳	性別	男・女

私の提言・意見 () について

(本文)

- 回答を希望しますか。
・希望します
・希望しません
- 公開してもよろしいですか。
(個人が特定される情報は掲載しません。また、匿名の場合は公開しません。)
・はい ・いいえ

※それぞれどちらかを○で囲んでください。

のりしろ